



建設課からのお知らせ

簡易水道事業と合併処理浄化槽設置管理事業の会計処理の移行について

令和4年度より、標記事業の会計処理を公営企業会計により行っていきます。

公営企業会計については、複式簿記を採用し貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を作成することで、従来の公会計による処理より保有財産や経営状況をより把握することができ、今後の事業方針を検討しやすくなる利点があります。

ただ、会計処理を公営企業会計に移行することで、その処理を専用のシステムで行うため、経費も掛かりますが、移行することによって将来的に持続できるよう事業内容を見直していきます。

標記の両事業については、今後の制度や料金の見直し等を審議会で審議していくことになりますので、ご関心のある方は、下記をご覧ください。

東秩父村上下水道事業審議会の委員公募について

村では、地域住民等の意見を取り入れることにより事業の客観性・透明性を高めるとともに村民の皆さまの視点に立った事業推進を図るため、令和4年4月1日から従来の「東秩父村簡易水道運営審議会」を見直し、東秩父村合併処理浄化槽設置管理事業についても審議できるよう「東秩父村上下水道事業審議会」を設置しました。

同審議会では、各年度の事業計画や予算等を審議するとともに重要課題の検討などを行っていただき、村の簡易水道事業と合併処理浄化槽設置管理事業を将来的に持続していけるよう助言や提案をいただきたいと思います。

つきましては、下記のとおり公募しますので、ご関心のある方は、是非ご応募をご検討くださいますようお願いいたします。

募集の概要

- ①審議会の名称 東秩父村上下水道事業審議会
- ②担当課 建設課
- ③募集の人数 3人以内
- ④任期 委嘱の日から2年間
- ⑤募集の期間 4月1日（金）～5月6日（金）

⑥申込者の資格

- ・村内に居住または通勤、通学している方
- ・年齢18歳以上の方
- ・本村の他の審議会等の公募委員として参画していない方
- ・原則として、平日の日中に開催される審議会に出席できる方（年間数回程度）

⑦応募の方法

応募用紙に必要事項および「東秩父村上下水道事業審議会」の村民公募委員に応募する理由をご記入のうえ、郵送、FAX、電子メールでご応募ください。（FAXまたは、電子メールで応募された方には、後日、受付した旨の連絡を差し上げます。連絡がない場合には、応募者本人が必ず電話連絡を行ってください。）

応募書類は返却しませんので、ご了承ください。

応募書類は、東秩父村役場建設課窓口または東秩父村ホームページからダウンロードできます。

⑧選考および結果通知

応募書類により選考します。選考結果については、5月末までに応募者全員に通知します。

⑨委員の職務

年間数回程度開催を予定している「東秩父村上下水道事業審議会」に委員としてご出席いただき、上下水道事業全般について、ご意見をいただきます。

⑩報酬

審議会のご出席ごとに委員報酬をお支払いいたします。（所得税の源泉徴収をさせていただきます。）

- ・日額報酬 6,000円

⑪送付先

- ・住所 〒355-0393
埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634番地 東秩父村役場建設課宛
- ・FAX 0493-82-1562
- ・電子メール kensetu@vill.higashichichibu.saitama.jp

問合せ 建設課 ☎82-1222